

検討会での意見を踏まえた
今後の足場からの墜落・転落災害防止対策等の現実的なあり方について(案)

○ 第8回及び第9回検討会で意見表明を行った団体

- ①全国仮設安全事業協同組合
- ②(一社)仮設工業会
- ③(一社)全国中小建築工事業団体連合会
- ④(一社)日本建設業連合会
- ⑤建設労務安全研究会
- ⑥(一社)建設産業専門団体連合会
- ⑦全国建設労働組合総連合
- ⑧(一社)住宅生産団体連合会

【論点1】

	検討会で出された意見等	とりまとめの方向性(案)
足場の組立等の作業における最上層での墜落・転落災害防止のための設備に係る対策	①からは、手すり先行工法の義務化について意見があった。 わく組足場、くさび緊結式足場等の足場(つり足場、一側足場等を除く)全層(最上層を含む)で、手すり先行工法を義務化すべき。 それに対し、③④⑤⑥⑧からは、手すり先行工法の有効性是否定しないものの、災害原因である現行規制の遵守徹底について意見があった。 墜落災害のほとんどが、安全帯の使用等現行の規則が守られていないこと、不安全行動によって発生しているので、規制の強化ではなく、現行規則の遵守徹底が必要。 さらに、②⑤からは、足場を安全に組み立てるための手すり先行工法以外の、有効な工法について意見があった。 最上層での墜落・転落防止対策としては、手すり先行工法だけでなく、高所作業自体を減らすことができる「大組」「大払」工法、移動昇降式足場も効果的である。 また、大幢委員からは、足場での安全帯の取付け方法について意見があった。 くさび緊結式足場の建地のポケットが安全帯の安全な取付け設備になり得るものがある。	足場の最上層での組立て等の作業において安全帯を安全に使用するために設備面の措置(足場の最上層での作業に先行して設置した手すりわくを含む。)が必要ではないか。
足場の組立等の作業における最上層での墜落・転落災害防止のための関係者に対する教育	③⑤からは、現行規則の遵守徹底、不安全行動の防止のための対策について意見があった。 不安全行動の防止のためには、足場の組立て等作業主任者の職務の励行、能力向上教育の義務化、足場の組立て等作業員に対する教育の義務化が必要。 この意見については、他の委員からも同意である旨の発言があり、特に異論はなかった。	足場の組立て等作業主任者の能力向上教育の受講を促進してはどうか。 足場の組立て等の業務を危険な業務として当該業務に就く者に対し、あらかじめ安全のための特別教育を行うことが必要ではないか。

【論点2】

	検討会で出された意見等	とりまとめの方向性(案)
足場における通常の作業での墜落・転落災害防止のための管理対策	①からは、二段手すりと幅木の設置の義務化について意見があった。 わく組足場、くさび緊結式足場等の足場全層で、手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置を義務化すべき。 それに対し、③⑧からは、幅木について危険な場合があることについて意見があった。 作業床の幅が十分に確保できない足場の場合、墜落防止用の幅木は歩行等の障害となり、危険である。 また、③④⑤⑥⑧からは、災害原因である現行規制の遵守徹底について意見があった。 わく組足場等においては、墜落災害のほとんどが、下さんの設置等現行の規則が守られていないこと、不安全行動によって発生しているので、現行規則の強化ではなく、現行規則の遵守徹底が必要。 ⑥からは、作業の必要上、手すりを外すことについて意見があった。 事前点検後に作業の必要上、手すりを外し、放置されることがあるため、作業員への安全衛生教育等が必要。 ⑤からは、躯体側への墜落災害への意見があった。 法令上躯体と作業床の離隔の許容数値が明示されていないため、躯体と作業床のすき間が20cm以下のときは「墜落による労働者に危険を及ぼす箇所」に該当しないと明示すべき。	作業床(足場板)と建地とのすき間等について一定の基準を設ける等何らかの措置が必要ではないか。 作業床(足場板)と躯体とのすき間については、躯体の条件が多様であるため、引き続き検討することとしてはどうか。 作業の必要上、手すりを外した時に必要な措置を採ること、作業の終了後直ちに元の状態に戻すことを徹底することが必要ではないか。
足場における通常の作業での墜落・転落災害防止のための作業員に対する教育	③からは、現行規則の遵守徹底、不安全行動の防止のための対策について意見があった。 不安全行動の防止のためには、作業員に対する教育の充実が必要。	安全衛生教育等の安全意識の高揚を図るための方策を検討してはどうか。

【論点3, 4】

	検討会で出された意見等	とりまとめの方向性(案)
足場の点検、足場に係る法令の遵守徹底のための対策	①からは、足場の点検義務について意見があった。 足場の組立て及び変更時に、足場の組立てを行った者以外の十分な知識と経験を有する者による点検を義務化すべき。 それに対し、③⑤⑧からは、足場の点検等は事業者責任で行われるべきとの意見があった。 足場の点検・補修は、事業者責任として、事業者に義務付けられており、責任を負わない第三者による点検は、事業者が任意に受けることは別として、不要。 一方、関連のある事項として、①からは、足場に係る法令遵守の徹底についてのチェック制度について意見があった。 民間人を活用した監視員制度を導入すべき。	事業者の点検が義務化されていることから、第三者による点検を必ずしも実施する必要はないのではないか。 各団体の取組として、会員が他の会員の現場の足場に問題があることを把握した場合に、互いに指摘する取組等を含め、引き続き検討することとしてはどうか。

【その他】

	検討会で出された意見等	とりまとめの方向性(案)
わく組足場以外の足場等に係る対策	①からは、足場に係るその他の規則の見直しについて意見があった。 作業床設置の例外措置である安全帯の使用及び一側足場の使用についての限定、高さによる墜落防止措置の義務付けの見直し等が必要。 ⑤からは、わく組足場以外の足場に係る墜落防止対策について意見があった。 わく組足場以外の足場における墜落防止措置の検討が必要。	一側足場における墜落防止対策を検討してはどうか。